

むつ市道水路等境界確定事務取扱要綱

令和6年2月19日
むつ市告示第23号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長が管理する道水路等とこれに隣接する土地との境界確定に係る事務について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において境界確定とは、道水路等とこれに隣接する土地（以下「申請地」という。）との境界の全部（特別な理由がある場合にあっては、一部）について、市長、申請地の土地所有者及び関係者が協議してこれを定め、書面をもって明らかにすることをいう。

2 この要綱において道水路等とは、次の各号の用に供されている土地とする。

- (1) 市道
- (2) 準用河川
- (3) 里道、水路その他の法定外公共物（土木維持課所管のものに限る。）
- (4) その他道水路の維持管理に必要な土地（土木維持課所管のものに限る。）

(申請者)

第3条 境界確定の申請は、原則として当該申請地の所有者がするものとする。ただし、次の各号に該当する場合については、それぞれ当該各号に掲げる者が申請するものとする。

- (1) 土地所有者が法人である場合 当該法人の代表者（ただし、法人が解散又は倒産した場合は、その清算人又は破産管財人とする。）
- (2) 共有地の場合 共有者全員（ただし、共有者の内の1人が他の共有者全員の委任を受けて申請することができる。）
- (3) 土地所有者が死亡している場合 相続人全員（ただし、相続人の内の1人が他の相続人全員の委任を受けて申請することができる。）
- (4) 土地所有者が制限行為能力者である場合 法定代理人

2 前項第2号及び第3号の場合において、合理的な方法で探索してもなお、共有者又は相続人のうち一部の者の所在等が知れない場合においては、土地境界確定協議申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）にその旨を記載するものと

する。

3 申請者は、境界確定に係る申請から合意までに関する一切の権限について、代理人に委任することができるものとする。

(申請等)

第4条 境界確定の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に1部提出するものとする。

- (1) 案内図（縮尺1,000分の1から2,500分の1程度の住宅地図等によることとし、申請箇所を朱色で表示したもの）
- (2) 地図等の写し（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条に規定する地図又はこれに準ずるものとして法務局に備え付けられている図面で、境界確定協議申請に係る道水路等に隣接する土地が表記されたもの）
- (3) 登記簿の附属書類のうち不動産登記令（平成16年政令第378号）第21条に定める図面の全部又は一部の写し（境界確定協議申請に係る財産に隣接する土地が表記されたもの（建物図面及び各階平面図を除く。））
- (4) 登記事項証明書（申請地に係るもので、申請書提出前3か月以内に発行されたもの（一般財団法人民事法務協会が提供する登記情報提供サービスにより出力したものを含む。））
- (5) 申請者が相続人又は承継人である場合は、相続又は承継を証する書類（特別な事情により提出が困難である場合を除く。）
- (6) 隣接土地所有者調書（様式第2号）
- (7) 代理人による申請又は前条第1項第2号若しくは第3号による申請の場合は、委任状（様式第3号）
- (8) その他市長が必要があると認める書類

2 申請者は、あらかじめ当該財産の位置、形状又は幅員等について照査するものとする。

(申請書の受理)

第5条 市長は、前条の規定により申請書が提出された場合は、これを審査し、適当であると認めたときは、協議に応じるものとする。ただし、申請地が境界若しくは所有権について訴訟係属中であるとき、又は土地改良事業等により換地処分を受けることが明らかであるときは、この限りでない。

(現地立会い)

第6条 市長は、境界確定の協議に際し、現地で立会いを行うものとする。

- 2 市長は、前項の立会いを行う場合であって、特に必要があると認めるときは、参考人の立会いを求め、意見を聞くことができる。
- 3 申請者は、当該申請地に隣接する土地の所有者（以下「隣接者」という。）に対し、立会いの日時、場所等を連絡するものとする。
- 4 申請者は、市長が必要と認める場合は、当該申請地の対側地の所有者に対し、立会いの日時、場所等を連絡するものとする。

（境界標の設置）

第7条 申請者は、立会いが成立したときは、その区間の筆界点に境界標を設置するものとする。

- 2 前項の境界標とは、永久標識によるものとする。ただし、これによることが困難又は不適当であるときは、市長と打ち合わせの上、他の適当な方法によりこれに代えることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、申請者が仮に設置した標識（以下「仮杭等」という。）により立会いが成立したときは、その仮杭等を境界標とすることができる。この場合において、仮杭等の種類は、前項の規定を準用する。

（境界確定図の提出）

第8条 市長は、立会いが成立したときは、申請者に対し、次の各号に掲げる書類を速やかに1部提出させるものとし、その内容に誤りがない場合には、境界を確定するものとする。

- (1) 実測平面図（縮尺は、市街地地域にあっては250分の1、村落・農耕地域にあっては500分の1、山林・原野地域にあっては1,000分の1を標準とし、土地の形状、地番、境界確定線、境界標間の距離及び境界標と引照点との距離並びに境界標及び基準点等の位置を表示したものとする。）
- (2) 座標値及び詳細図（座標値は、公共座標値とする。ただし、市長が特に認め場合は、任意の座標値とすることができる。）
- (3) 境界標の写真帳
- (4) 隣接者の同意書

- 2 前項第1号及び第2号の図面は、測量年月日の記入及び図面作成者の記名押印をしたものとする。

（協議の不調）

第9条 市長は、立会いが成立しなかった場合又は立会い後1年を経過してもなお同意が得られない場合は、境界確定が成立する見込みがないものとして、境界確

定協議不調事案として処理する。立会いが成立しているにもかかわらず申請者が前条第1項各号の書類を提出しない場合についても、同様とする。

(取下げ等)

第10条 市長は、土地境界確定協議取下書（様式第4号）の提出があった場合は、境界確定協議取下事案として処理する。

2 市長は、申請書を受付した日から3か月を経過した日までに、境界確定に係る手続きがなされない場合は、協議の取下げがあったものとみなして処理する。

(既に境界確定が成立した箇所についての取扱い)

第11条 市長は、既に境界確定が成立した箇所について、再度の境界確定は行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、隣接者全員の同意があった場合は、この限りでない。

(1) 境界を変更すべき合理的な理由があると認められるとき。

(2) その他市長が必要と認められるとき。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後の申請に係る境界確定から適用する。